

水質基準に関する検査内容変更のお知らせ(1)

謹啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のご愛顧を賜わり、厚く御礼申し上げます。

さて、この度、平成22年2月17日付厚生労働省令第18号「水質基準に関する省令の一部改正」及び厚生労働省告示第48号「水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法の一部改正」に伴い、検査内容を変更させていただきますので、下記のとおりご案内申し上げます。

敬白

記

■変更日 平成22年4月1日(木)より

■変更内容

1. カドミウム及びその化合物

水質基準に関する省令の一部改正に伴い、カドミウム及びその化合物の水質基準値、定量下限値、検査方法を変更させていただきます。

検査項目	変更箇所	新	旧
カドミウム及びその化合物	水質基準値	0.003mg/L 以下	0.01mg/L 以下
	定量下限値	0.0003mg/L	0.001mg/L
	検査方法	フレイムレスー原子吸光光度法 誘導結合プラズマ発光分光分析法 誘導結合プラズマ質量分析法	フレイムレスー原子吸光光度法 フレイムー原子吸光光度法 誘導結合プラズマ発光分光分析法 誘導結合プラズマ質量分析法

※基準値変更に伴い、省略指針の基準も変わりますので、今後3年間は3ヶ月に1回以上の測定を推奨いたします。

2. シアン化物イオン及び塩化シアン

検査方法変更に伴い、採水方法を変更させていただきます。

新採水方法：試料100mLにつきリン酸緩衝液(1mol/L)1mLを加えた後、満水にして直ちに密栓し冷蔵して下さい。

※資料が必要な場合は、弊社営業部員にお申し出下さい。

以上